

授業科目名	民法Ⅳ（債権総論）	期別	後期	授業形態	講義
担当者名	石松 勉	単位数	2	開講年次	1

授業科目の概要

民法典第3編『債権』の第1章『総則』は、債権の目的、債権の効力、多数当事者の債権債務関係、債権の譲渡、債権の消滅等について規定しているが、本講義はこれらを対象とする講学上「債権総論」と呼ばれる講義科目である。第2章以降に規定されている契約、事務管理、不当利得、不法行為といった債権の発生原因に先立ち、この第1章にはこれら全体に関連する総則規定が置かれており、その意味において民法総則と同様に抽象度が高い分野である。したがって、この講義科目は特に民法の体系に関連させながら、なおかつ具体的事例に則して理解を進めることが要請されている。本講義では基本的には民法の体系に沿って授業を進めていく予定であるが、必要に応じて第2章以降の条文についても目配りをしながら具体的なイメージがわくように工夫しながら教授していく予定である。

到達目標

- (1) 債権総論に係る基本的な法原則を、民法の全体系をふまえて確実に理解し、その上で解釈上の対立がどこにあるのかを把握し、判例や学説を整理し、自分の見解を展開できるようになることはもちろん、立場固定、立場互換をしながら立論できるようになること。
- (2) 債権各論としての契約法および不法行為法等の履修を進めるために必要とされる債権法に関する基礎的知識を確実に修得し、民法総則に関する知識との関連性についても理解し説明できるようになること。
- (3) 債権の種類や債務不履行の際の現実的履行の強制や損害賠償の問題について分かりやすく説明できること。
- (4) 債権者代位権・詐害行為取消権、多数当事者の債権債務関係に関する民法の制度をその趣旨を理解した上で分かりやすく説明することができる。
- (5) 弁済や代物弁済、相殺等の債権消滅原因について分かりやすく説明することができる。
- (6) 第三者による債権侵害について分かりやすく説明できること。

成績評価基準および方法

定期試験 70%、課題レポート（5～6回程度）・小テスト（1～2回程度）20%、授業中の質疑応答 10%の割合で総合的に評価する。その際、上記到達目標に対応した基本的、基礎的な法律知識の修得ができているかどうか、論理的、説得的な発言、論述等ができていないかどうか、法的思考能力、説明力・表現力・プレゼンテーション力等が身に付いているかどうかをみる。

テキストおよび参考文献

<教科書>

- (1) 松尾弘ほか著『新ハイブリッド民法3 債権総論』（法律文化社、2018年）
本体 3,300 円 ISBN978-4-589-03963-7
- (2) 瀬川信久ほか著『民法判例集（第3版）担保物権・債権総論』（有斐閣、2014年）
本体 2,900 円 ISBN978-4-641-13691-5

<参考書>

- (1) 松岡久和ほか著『新プレミアム民法3 債権総論』（法律文化社、2018年）
本体 2,970 円 ISBN 978-4-589-03913-2
- (2) 中舎寛樹著『債権法 債権総論・契約』（日本評論社、2018年）
本体 3,700 円 ISBN978-4-535-52348-7
- (3) 別冊ジュリスト 238号『民法判例百選Ⅱ 債権〔第8版〕』（有斐閣・2018年）
本体 2,300 円 ISBN978-4-641-11538-5
- (4) 松本恒雄＝潮見佳男編『判例プラクティス・民法Ⅱ 債権』（信山社・2010年）
本体 3,600 円 ISBN978-4-7972-2627-0（今年第2版の刊行が予定されています）

※事前の予習範囲を示した講義レジュメを毎回配布するので、それに沿って上記の教科書・参考書を基に予習を図ること。
なお、各領域における参考文献については、講義の際に適宜指示する。

履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）

受講者は事前に、毎回の講義レジュメに示された教科書の指定箇所を熟読し、さらにその中に掲げられた事例問題や重要裁判例を事前に考え、あるいは精読して講義に臨むように（3～5時間程度を目安に予習を図ること）。授業は講義6割、質疑応答4割程度を目安に双方向、多方向に進めていく予定であるので、受講者は自分の頭で考えて理解できたことを講義の際に発表できるように準備してきてください。講義終了後は、各分野の基本的事項のさらなる定着を図るために、過去の司法試験短答式問題やTKCの確認問題等を活用し、また、予習の際には気づかなかった問題点や講義の中で浮き彫りとなった疑問点については、再び教科書、参考文献を基に復習をかけ、掘り下げた検討を行って深く理解できるようにしておくこと（1時間程度の復習）。本講義は、民法第1編『総則』の内容を理解した上で履修することが望ましい。

授業計画および内容等		
第1回	債権総論の位置づけ	民法典中の第3編『債権』の位置づけ、第3編『債権』の中の第1章『総則』の位置づけについて学ぶ。
第2回	債権の目的(1)	債権の種類のうち、種類債権・特定物債権について学ぶ。
第3回	債権の目的(2)	債権の種類のうち、金銭債権・利息債権・利息制限・選択債権・任意債権について学ぶ。
第4回	債権の効力(1)	債権の効力としての給付とは一体何か、債務が履行されない場合における現実的履行の強制および受領遅滞について概観する。
第5回	債権の効力(2)	債務不履行の類型と要件について概観する。
第6回	債権の効力(3)	債務不履行の効果としての損害賠償について民法の制度設計、判例・学説状況を概観していく。
第7回	債権の効力(4)	債務者の責任財産保全のための債権者代位権制度・詐害行為取消権制度について掘り下げた検討を行う。
第8回	多数当事者の債権関係(1)	多数当事者の債権債務関係のうち、分割債権関係・不可分債権債務と、連帯債務の前半部分を学ぶ。
第9回	多数当事者の債権関係(2)	連帯債務の後半部分を概観する。
第10回	多数当事者の債権関係(3)	多数当事者の債権債務関係のうち、保証債務について概観する。
第11回	債権譲渡・債務引受	債権譲渡の類型、指名債権の譲渡と対抗要件、債務引受、履行引受、契約譲渡について学ぶ。
第12回	債権の消滅(1)	債権消滅原因の一つである弁済をめぐる問題について教授する。
第13回	債権の消滅(2)	債権消滅原因である代物弁済、供託について教授する。
第14回	債権の消滅(3)	債権消滅原因である相殺、更改、免除、混同について概観する。
第15回	第三者による債権侵害とその救済ほか	第三者による債権侵害とその救済方法としての損害賠償・差止請求等について学ぶ。
関連 URL		
備考欄		